

No.	ページ/位置	訂正内容				
1	P.11/図1.6	<p>125(誤) ⇒ 112.5(正)</p>				
2	P.166/図3.8					
3	P.176/図3.15					
4	P.12/図1.7 結果表示画面 上段中央部					
5	P.35/図2.17 評価結果図中 二段目中央部 「2-2ライフサイクル CO ₂ (温暖化影響 チャート)」 以下、同様					
6	P.36/図2.19					
7	P.209					
8	P.215					
9	P.221					
10	P.224					
	ページ/位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>誤(下線部)</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率U_A _____ (建築主の判断基準) B 冷房期の平均日射熱取得率η_A _____ (建築主の判断基準) C 簡易計算による外皮平均熱貫流率U_A _____ (設計・施工指針) D 簡易計算による平均日射熱取得率η_A _____ (設計・施工指針) E 熱貫流率等 (設計・施工指針附則)</td> <td>以下のAまたはBのいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率(U_A)基準*1 および冷房期の平均日射熱取得率(η_A) 基準*1 B 躯体の熱貫流率等の基準*2 および開口部の熱貫流率基準と日射の侵入を防止する部分の基準*2 *1「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)」(以下、「設計・施工指針」)の別表第1から第7までに掲げる仕様の熱貫流率および日射熱取得率を用いた計算を含む。 *2 設計・施工指針附則に定められた条件を満たすこと。</td> </tr> </tbody> </table>	誤(下線部)	正	以下のいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率 U_A _____ (建築主の判断基準) B 冷房期の平均日射熱取得率 η_A _____ (建築主の判断基準) C 簡易計算による外皮平均熱貫流率 U_A _____ (設計・施工指針) D 簡易計算による平均日射熱取得率 η_A _____ (設計・施工指針) E 熱貫流率等 (設計・施工指針附則)	以下のAまたはBのいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率(U_A)基準*1 および冷房期の平均日射熱取得率(η_A) 基準*1 B 躯体の熱貫流率等の基準*2 および開口部の熱貫流率基準と日射の侵入を防止する部分の基準*2 *1「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)」(以下、「設計・施工指針」)の別表第1から第7までに掲げる仕様の熱貫流率および日射熱取得率を用いた計算を含む。 *2 設計・施工指針附則に定められた条件を満たすこと。
誤(下線部)	正					
以下のいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率 U_A _____ (建築主の判断基準) B 冷房期の平均日射熱取得率 η_A _____ (建築主の判断基準) C 簡易計算による外皮平均熱貫流率 U_A _____ (設計・施工指針) D 簡易計算による平均日射熱取得率 η_A _____ (設計・施工指針) E 熱貫流率等 (設計・施工指針附則)	以下のAまたはBのいずれかの基準で評価する。 A 外皮平均熱貫流率(U_A)基準*1 および冷房期の平均日射熱取得率(η_A) 基準*1 B 躯体の熱貫流率等の基準*2 および開口部の熱貫流率基準と日射の侵入を防止する部分の基準*2 *1「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)」(以下、「設計・施工指針」)の別表第1から第7までに掲げる仕様の熱貫流率および日射熱取得率を用いた計算を含む。 *2 設計・施工指針附則に定められた条件を満たすこと。					
11	P.42/解説 「レベル1から4まで」の4行目以降					

